

投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、全国的に投票率の低下や地方議会議員のなり手不足が深刻化する中、投票参加の促進、投票環境の整備、シティズンシップ教育の推進など、県民の政治参加を促進するための対策について有識者等の意見を聴取し、及び議論を行うことを目的として開催する投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会（以下「研究会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 研究会においては、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取するとともに、県民の政治参加促進のための対策等について、議論を行うものとする。

- (1) 投票率低下に対する対策
- (2) 投票環境改善に向けた対策
- (3) 地方議会議員のなり手不足の解消に向けた対策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民の政治参加を促進するための対策

(構成)

第3条 研究会は、前条に掲げる事項について知識又は経験を有する者のうちから地域社会振興部市町村課長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(座長)

第4条 研究会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議の進行を務めるものとし、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する副座長が代理するものとする。

(会議)

第5条 研究会は、市町村課長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 市町村課長は、研究会に鳥取県知事、鳥取県市長会から推薦のあった者及び鳥取県町村会から推薦のあった者の出席を求めるものとする。
- 3 前項に定める者のほか、市町村課長は、必要があると認めるときは、研究会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、市町村課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、研究会の運営等に関して必要な事項は、市町村課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月16日から施行する。